

平成30年6月29日

児童発達支援センター一部会報告

児童発達支援センター一部会は平成28年度に臨時的に設置され、平成29年度から以下のとおり自立支援協議会委員全員を部会員として、本格的に稼働した。府中市児童発達支援センターについて、独自サービスも含め、そのあり方を検討し、事業計画案を作成したので、以下に報告する。

I 部会員名 (◎部会長 ○副部会長)

	氏名	選出母体及び役職名
1	◎栗山恵久子	府中市手をつなぐ親の会 会員
2	○古寺久仁子	東京都立多摩療育園 相談主任技術員
3	桑田利重	地域生活支援センターみ～な センター長
4	鈴木卓郎	地域生活支援センタープラザ 施設長
5	高橋美佳	地域生活支援センターあけぼの 所長
6	原 郷史	地域生活支援センターふらっと センター長
7	犬飼知子	NPO 法人ポップシップ 代表理事
8	近藤優子	府中市福祉作業所等連絡協議会 社会福祉法人若松福祉わかまつ共同作業所 施設長 (30年3月まで) ギャロップ 施設長 (30年4月まで)
9	平良圭嗣	有限会社やすらぎ やすらぎ 管理者
10	石橋直美	府中市パーキンソン病友の会 会長
11	栴島剛之	障害者当事者
12	河井 文	府中市肢体不自由児者父母の会 会長
13	野村忠良	府中市精神障害者を守る家族会 会長
14	吉井康之	府中市社会福祉協議会 地域福祉部地域活動推進課長補佐兼権利擁護課長補佐兼まちづくり推進係長兼府中ボランティアセンター長
15	梅景靖之 吉岡美佳	東京都立府中けやきの森学園 主任教諭 (30年3月まで) (30年4月から)
16	今野ゆかり	府中公共職業安定所専門援助部門 統括職業指導官
17	竹下 勝 小鶴隆志	東京都立府中療育センター 事務次長(30年3月まで) (30年4月から)
18	早田紀子 山科美絵	多摩府中保健所 課長代理 (30年3月まで) (30年4月から)

II 検討経過

以下の通り、10回の部会と視察を行った。視察では他区市の状況を調査し、各回の部会には市内の児童発達支援に係る機関等の関係者をオブザーバーとして迎え、意見交換しながら検討を行った。

	日時	出席者	内容
第1回	平成29年5月22日 14:00～16:00	出席委員11名 オブザーバー:心身障害者福祉センター施設長、あゆの子主査	市より説明 あゆの子の事業説明
第2回	平成29年7月13日 10:00～12:00	出席委員11名 オブザーバー:心身障害者福祉センター施設長	小学校における要配慮児童の推計 センターで目指すべきものについて 部会の進め方
視察	平成29年8月25日 10:30～12:00	出席委員6名	杉並区こども発達支援センター
第3回	平成29年9月4日 10:00～12:00	出席委員11名 オブザーバー:心身障害者福祉センター施設長、あゆの子主査	あゆの子見学・事業説明 東京都立多摩療育園の事業説明 視察報告(杉並区こども発達支援センター) 児童の発達に関する相談件数と現状における課題
第4回	平成29年10月25日 10:00～12:00	出席委員9名 オブザーバー:あゆの子主査、教育委員会・教育センター統括指導主事、健康推進課母子保健係保健師2名、保育支援課係長、子ども家庭支援センターたち事務職員、児童青少年課学童クラブ指導員2名	府中市の子どもの発達にかかわりのある部署の担当者と事務局の打ち合わせで上がった課題の報告 視察報告(町田市子ども発達センターすみれ教室10月5日) オブザーバーからの意見聴取 基本構想案(事務局作成)の説明と議論 今後のスケジュールについて
第5回	平成29年12月15日 10:00～12:00	出席委員11名 オブザーバー:心身障害者福祉センター施設長、あゆの子主査、子ども家庭支援センターたち主査、事務職員、健康推進課母子保健係保健師	基本構想案のセンター設置目的、事業内容について議論

第6回	平成30年1月9日 10:00~12:00	出席委員10名 オブザーバー:教育センター統括指導主事、スクールソーシャルワーカー(SSW)、心身障害者福祉センター施設長、あゆの子主査、健康推進課母子保健係保健師2名、子ども家庭支援センターたち主査、事務職員	教育センターの事業説明と児童発達支援センターとの連携について
第7回	平成30年2月19日 13:00~15:00	出席委員10名 オブザーバー:心身障害者福祉センター施設長、あゆの子主査、健康推進課母子保健係保健師2名、子ども家庭支援センターたち主査	府中市社会福祉士会の企画で見学した日野市エールの報告 答申案についての検討 30年度の活動について
第8回	平成30年4月26日 10:00~12:00	出席委員11名 オブザーバー:心身障害者福祉センター施設長、あゆの子主査、健康推進課母子保健係保健師、子ども家庭支援センターたち2名	最終報告案の検討
第9回	平成30年5月29日 10:00~12:00	出席委員11名 オブザーバー:心身障害者福祉センター施設長、あゆの子主査、健康推進課母子保健係保健師2名、子ども家庭支援センターたち主査、保育支援課係長、保育所長	保育所への巡回相談や訪問事業について 最終報告案の検討
第10回	平成30年6月18日 10:00~12:00	出席委員7名 オブザーバー:心身障害者福祉センターあゆの子主査、健康推進課母子保健係保健師2名、子ども家庭支援センターたち	最終報告案の検討

Ⅲ 府中市における支援の必要な児童とその支援機関の現状と課題

部会での検討、オブザーバーからの聴取等から明らかになった現状と課題は以下のとおりである。

1 相談件数や支給決定数が増加しているが、市内支援機関で十分対応できていない

(1) 相談件数等の増加

- ・ 未就学児の発達に関する相談は増加傾向にあり、特に子ども発達支援センターあゆの子（以下「あゆの子」と略す）の相談件数が著しく増加している。あゆの子の通園（児童発達支援）も待機児童が出る年がある。
- ・ 障害を有する教育相談の件数、特別支援学級利用児数も増加傾向にある。
- ・ 発達に関する支給決定数は精神保健担当分、援護担当分いずれも増加が著しい。

(2) 市内の支援機関が上記相談件数の増加に対応できていない。

- ・ あゆの子は相談者の増加により、相談までに待機期間が出たり、外来グループの頻度を減らさざるを得ない。多摩療育園の初診も3か月以上先しか予約ができないため、保護者が不安な状態のままにおかれる。
- ・ 児童の支給決定数は増加したが、通所支援計画作成を受ける事業所が少なく、児童のセルフプラン率が依然として高い。
- ・ あゆの子の通園（児童発達支援）のような集団活動を行いながら継続的な積み重ねが行える児童発達支援が、あゆの子以外にない。
- ・ 需要と提供量が見合っていないサービスがある（特に短期入所や日中一時支援の受け入れ先が少ない）。
- ・ 現在のあゆの子は就学前までの相談に限定しているため、就学後の相談を受けられない。

2 多様なニーズに対応できていない

- ・ 相談件数や支給決定数には表れない潜在的ニーズを読み取る必要がある。様々な子どものニーズに対応できるサービスメニューがない。

(1) 就学後の課題に対応できる機関が少ない

- ・ 現在のあゆの子は就学後の相談や療育を行っていない。
- ・ 特別支援教育を受けていないが、支援の必要な子どもも多い。学校以外の相談先が少ない。
- ・ 就学後に感覚統合療法、言語療法、作業療法など、必要な指導が受けられない。
- ・ 学校に行けない、いじめ、自己肯定感が下がる、反社会的行動、思春期の難しい時期などの対応について、保護者や子ども自身が相談できる場所が少なく、わかりにくい。
- ・ 18歳未満で発症した精神障害のある子どもの相談先がわかりにくい。

(2) 両親の就労を支える障害児保育の場が限られている

- ・ 保育所すくすく枠が少なく、低年齢児は特に希望してもなかなか入れない。医療的ケアがないことや集団保育に参加できることなどの条件があるため、申請もできない児がいる。
- ・ すくすく枠での入園の場合、長時間保育が叶わず、両親の就労に支障が出ることがある。
- ・ 入所後に「気になる」面が出てくる子どもたちへの対応で保育所は苦慮している。

(3) 医療的ケア児の利用できる施設が少ない

- ・ 医療的ケアがあっても重症心身障害ではない子ども（「医療的ケア児」）が利用できる施設（児童発達支援、放課後等デイサービスや短期入所）がほとんどない。

(4) 相談窓口に関する課題がある

- ・ 相談の窓口がわかりにくい。家族内に多くの課題がある場合や、支援者が支援が必要と考えてもそれ

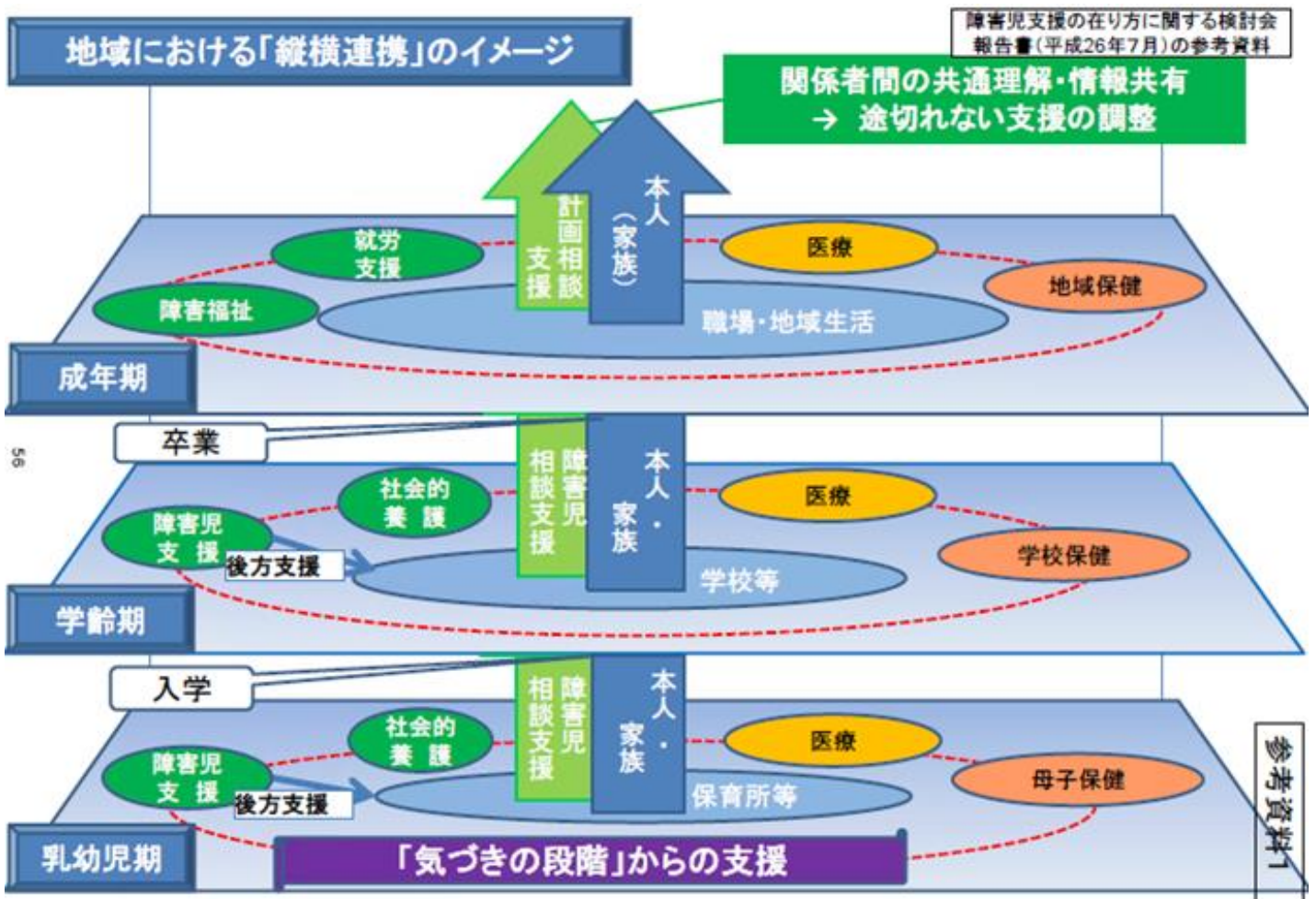
に抵抗感を抱く家庭の場合など、どこに相談すべきかがわからない。

- ・ 障害者福祉課での相談や申請に、「障害」が付く課名に抵抗を持つ人がいる。
- ・ 相談支援事業所はサービス利用がなくなると関係が切れてしまう。
- ・ アウトリーチによる支援が有効な場合も多いが、支援体制に課題がある。

3 関係機関の連携について課題がある

- ・ 乳幼児期から児童期、青少年期、成人期に至るまでの間に一貫して相談や支援ができる機関が少なく、支援機関が変わる時に支援が途切れることがある。ライフステージをまたがる際の関係機関連携に課題がある（縦の連携）。
- ・ 学齢期の支援では学校や教育関係機関との連携が重要となるが、これまであゆの子は就学前までの児童を対象としていたので十分に行えていなかった。放課後デイサービスの事業所連絡会がないなど、子どもに関わる機関の連携が十分に行われていない。
- ・ 関係機関の連携や役割分担を再確認し、児童に関わる際に必要な体制を構築できるようにすべきである（横の連携）。

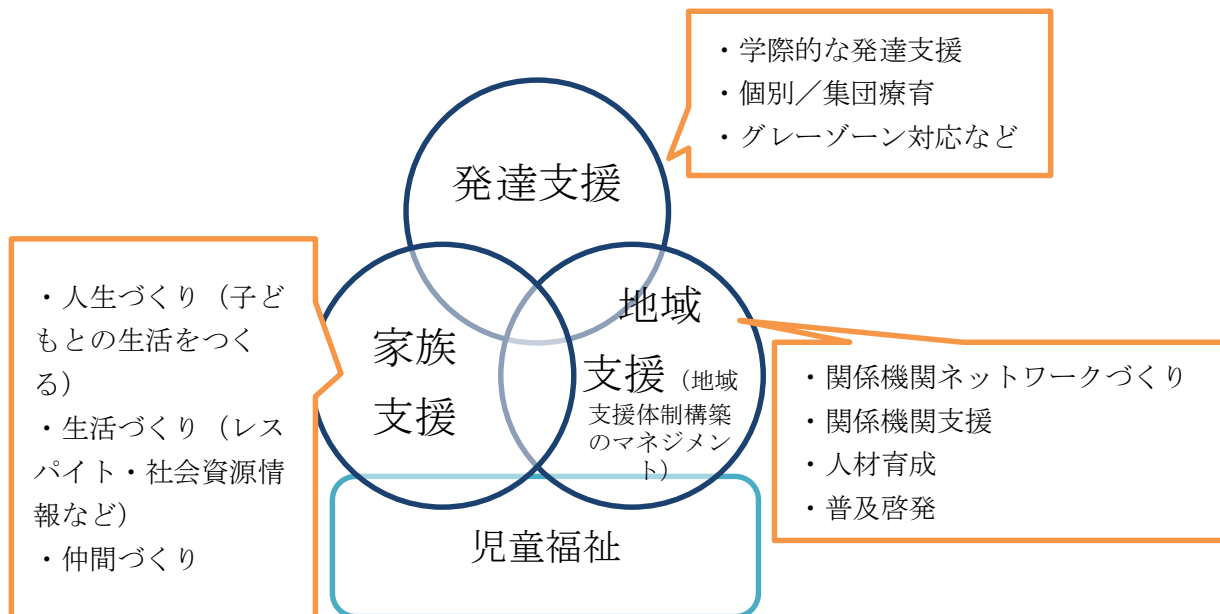
<参考>厚生労働省資料より



Ⅲ 新設される府中市立児童発達支援センターについて

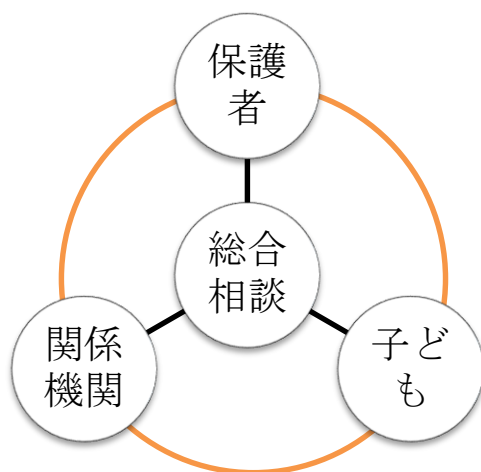
1 児童発達支援センターのありかた

これらを踏まえ、児童発達支援の要素を整理すると以下ようになる



*加藤正仁氏、大塚晃氏の文献を参考に委員が改変

また、相談部門のありかたとして、以下のようなワンストップ機能が求められる。



- ・ 18歳未満の子どもの発達に関わる相談について、子ども、保護者、その関係機関からのすべての相談に対応する。障害者手帳の有無は問わず、発達が「気になる」段階から対応する。
- ・ 児童発達支援センターで受ける相談は、保護者にとって子どもの発達に関する初めての相談であることが多い。そのような保護者の心情に配慮し、子どもの「気になる」面をともに受け止め、対応を考えられるような「丁寧」かつ「手厚い」支援を行う。
- ・ 来談が難しい場合にはアウトリーチを行う。
- ・ 児童発達支援センターでは解決できない問題については、適切な機関と連携をとり、紹介をする。「たらい回し」にならないように、必要な場合は他機関への相談に同行するなどの方法も検討し、きちんと「橋渡し」をする。ただし、保護者の選択も尊重する。

2 対象

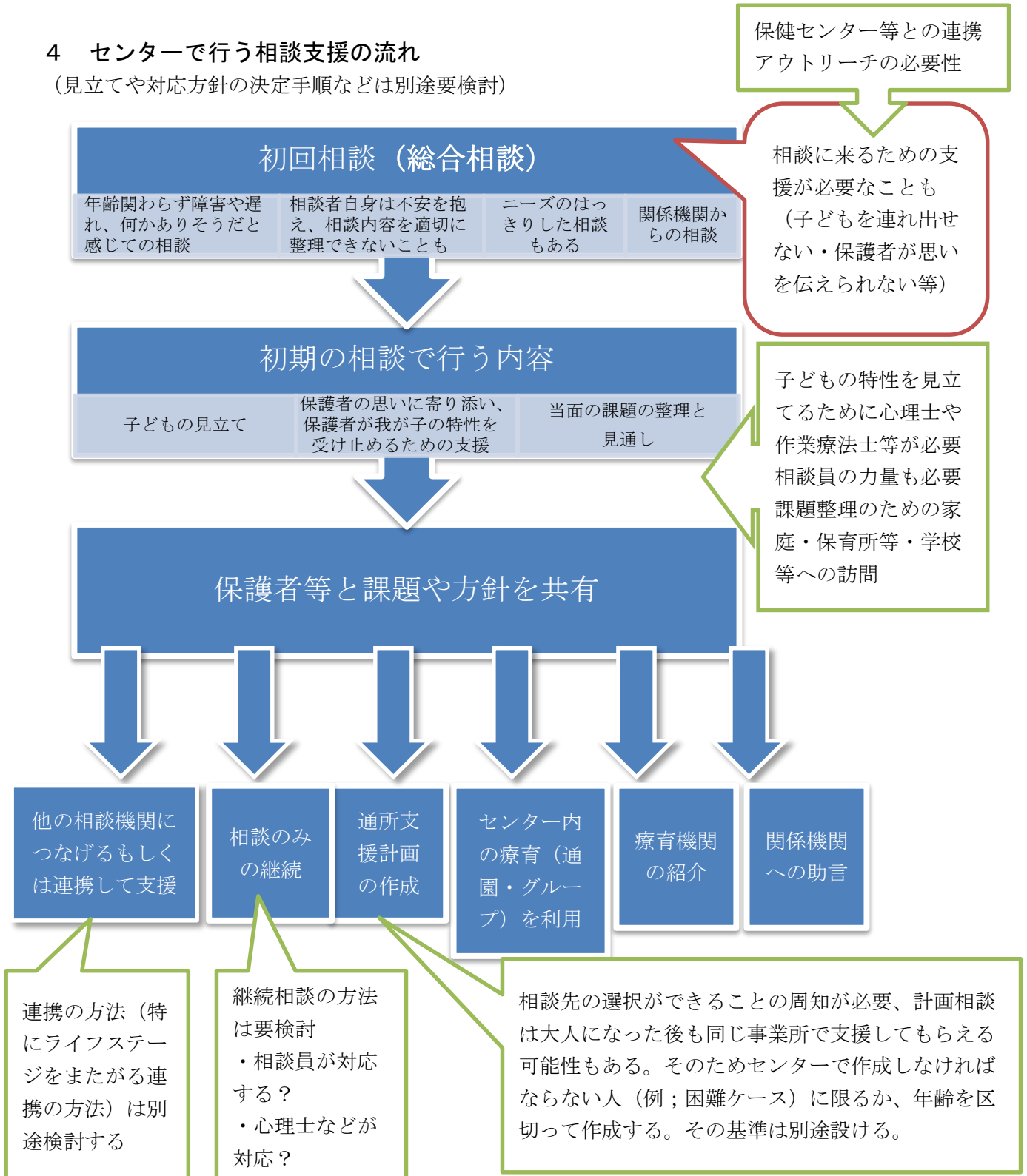
1 8歳未満で、手帳の有無は問わず、発達面で「気になる」ことがある児童も含み、医療的ケア児、障害のある子、障害等で支援が必要な児童すべてとその家族、関係機関を対象とする。

3 施設の名称等

福祉型児童発達支援センターとして実施するが、法改正後全国的に「児童発達支援センター」という名称で通っているので、そのままが良い。

4 センターで行う相談支援の流れ

(見立てや対応方針の決定手順などは別途要検討)



5 事業内容

センターで行う事業は以下の3体系に整理される。

(1) 発達支援を中心とした実施事業（家族支援・地域支援は別途記載）

<基本的な考え方>

- ・市内で充足していない事業を実施する
- ・市の施設以外では実施不可能な事業を実施する

*事業運営の法内/法外によるメリット・デメリットを勘案し、決定する必要がある。保護者が子どもの特性や「障害」を受け止めるには時間がかかる場合も多い。そのような保護者の心情への配慮と市の財政負担の双方を勘案すべきである。また、他市で法外の療育事業を有料としている場合もある。

<法内事業>

事業内容	同事業が必要な理由	法内/法外の判断理由 その他検討課題
①児童発達支援	現在のあゆの子（通園）の継続 他に毎日登園でき、年齢ごとの集団活動ができる施設が市内にない。現在のあゆの子以上の定員数は確保することが望ましい 食事に関する指導は療育の中でも重要なものの一つであり、アレルギーや適切な食形態等、子どもに合った食事を提供するため給食を施設内で調理し提供する。	現在のあゆの子（通園）の継続 *送迎をつけるかどうかは、保護者の負担軽減というメリットと保護者とのタイムリーな相談がしにくくなるというデメリットを勘案し、検討する
②保育所等訪問支援	多摩療育園が実施しているが、実施件数が少ない 保育所等に通う子どもの増加	巡回相談との使い分けは検討が必要だが、本事業では法内事業として目的をもって児童に直接関わるという意義がある
③計画相談支援・障害児相談支援	障害児のセルフプラン率が高い 発達支援センターで実施した方が適切な場合がある	発達支援センターでどの程度の件数を行うかは検討する *ちゅうファイルの活用

<法外事業>

事業内容	同事業が必要な理由	法内/法外の判断理由 その他検討課題
①一般相談	「総合相談」と位置づけ、保護者、子ども自身、関係機関の相談をいったんここで受け止める。上記「センターで行う相談支援の流れ」参照	法内事業に該当するものがない 児童のアセスメントのため心理士等の専門職を配置することが望ましい *ちゅうファイルの活用
②児童発達支援（通園）対象年齢前の乳幼児を対象とした療育グループ	現在のあゆの子の事業の継続 希望者が多く回数を減らして対応している 就園前の子どもの特性が明らか	診断がつかないなど保護者にとっては最も不安で、どのように受け止めてよいかわからない時期。受給者証や契約などにとらわれず利用しやす

	になってくる時期の子どもの療育と保護者への支援が必要	いサービスであることが望ましい
③保育園等訪問事業 （「地域支援」に再掲）	現在のあゆの子の事業の継続 保育所等への支援として必要	法内事業に該当するものがない

<法内か法外か今後検討が必要な事業>

事業内容	同事業が必要な理由	法内／法外の判断理由や課題
①保育所等の所属集団があるが発達支援が必要な幼児を対象とした療育グループ	現在のあゆの子の事業の継続 希望者が多く回数を減らして対応している 所属集団だけでは足りない療育の提供	保護者が目的をもって利用することが多いので、法内の運用も可能。ただし、子どもの特性理解に課題がある場合への配慮は必要なので、法外の運用の可能性も含め慎重に検討が必要
②小学生以上の児童を対象とした感覚統合や作業療法的、言語療法的な指導	多摩療育園等は原則就学前までが対象。情緒障害の通級を選択すると「ことばの教室」を利用できないのでことばの課題への対応が不十分になる	保護者が子どもの特性を理解したうえで目的をもって利用することが多いので、法内の運用も可能
③障害児を預けられる場所 （日中のみ・宿泊あり）の確保（「家族支援」に再掲）	みーなの緊急一時保護は児童の場合要件が限られている。日中一時支援の事業所が不足し、児童が使える短期入所施設が市内にない。保育所等では障害児の一時保育は対応困難。児童発達支援センター内での実施は保護者にとって抵抗感が少なく、安心して預けやすい。	緊急一時保護・日中一時支援は総合支援法の介護給付外 少なくとも日中のみの一時預かりが児童発達支援センター内にあることが望ましい。 既存施設に「府中市民枠」を設けてもらう方法も併せて検討することが望ましい。 放課後デイサービスとのすみわけについての検討が必要

<民間を誘致>

①医療的ケアが必要で重症心身障害児ではない児童（「医療的ケア児」）を対象とした放課後等デイサービス

（２） 家族支援

事業内容(例)	目的	備考
①保護者への情報提供等各種勉強会、ペアレントトレーニング	保護者等が我が子のことを理解し、対応できる（心理教育的かかわり）	たっちの事業との役割分担が必要 スタッフの育成が必要
②保護者同士のグループでの話し合い、ペアレント・メンターによる相談	保護者同士が支えあい、保護者等が我が子の特性を受け止める（ピア・カウンセリングのかかわり）	先輩保護者からの助言やつながりは保護者にとって励みになる ペアレント・メンターの育成も含む
③親の会活動など	家族の自主的な活動への支援	立ち上げ支援、場所の提供など
④レスパイト事業	家族が休養できる 保護者ときょうだいが過ごせる	上記（１）発達支援を中心とした事業の再掲

	時間の保障	少なくとも日中預かりが可能な施設が児童発達支援センター内にあることが望ましい。
⑤きょうだいへの支援 「きょうだいの会」	きょうだいが思いを共有でき、正確な情報を得て課題を乗り越えられる	あゆの子の事業の継続

(個別相談の中で上記の目的での支援が行われる場合もあるが、ここでは「家族支援」の事業と考えられるもののみをあげた)

(3) 地域支援 (基幹相談支援センター等との役割分担が必要)

①発達支援にかかわる関係機関の連携の要としての役割

(ア) 縦の連携として

- ・ ライフステージが変わる際(成人期に利用する機関への引き継ぎも含む)の関係機関の引き継ぎが適切に行えるような仕組みづくり

(イ) 横の連携として

- ・ 児童発達支援や放課後デイサービスなどの子どもの発達支援機関や相談機関などの連絡会の運営(連携によって情報共有をし、それぞれが提供するサービスの質の担保及び向上を図る)
- ・ 子どもに関わる全ての関係機関(医療、保健、保育、教育、療育、福祉、相談機関、就労等)のネットワークづくり
- ・ 保健、教育、保育、子ども家庭、福祉等行政内関係部署との連携
- ・ 18歳までを対象とすることから、特に教育分野との連携が重要となる。

(ウ) 保護者・子どもを中心とした連携

- ・ 「ちゅうファイル」の活用により、保護者や子どもを中心とした連携を構築する。

②人材育成

(ア) 対象

- ・ 障害児を対象とした施設の職員(相談支援事業所、民間児童発達支援、放課後等デイサービス、特別支援教育など)
- ・ 子どもを対象とした施設の職員(保育所、幼稚園、学校、学童保育など)
- ・ ペアレント・メンターなどを希望する保護者

(イ) 目的

- ・ 子どもに関わる職員のスキルの向上
- ・ 子どもに関わる支援する人を支援する

(ウ) 方法

- ・ 会議による情報交換
- ・ 研修会や説明会
- ・ 事例検討会
- ・ 個別事例への助言(「総合相談」窓口で受け止め、保育所等訪問支援事業(法内)や保育園等訪問事業(法外)などを含め、どのような方法で助言するかを決める)

③一般市民への普及啓発

(ア) 目的

- ・ 一般市民の障害への理解促進

- ・ 誰もが子どもの発達等などについて相談ができることを知っていること。それによって保護者を支え、大きな問題になることを防ぐ。

(イ) 方法

- ・ 普及啓発用のパンフレットやポスター等の作成、配布、掲示
- ・ 一般市民対象障害理解促進講演会の開催

6 児童発達支援センターの設備及び運営

(1) 設備

18歳未満で、手帳の有無は問わず、発達面で「気になる」ことがある児童も含み、医療的ケア児、障害のある子、障害等で支援が必要な児童すべてとその家族、関係機関を対象とする施設であるため、以下のような配慮が必要である。

- ・ 子どもの特性に配慮し、適切な療育が行えること
- ・ 子どもの様々な特性を勘案し、来館までの経路を含む安全性の確保と利用しやすさ
- ・ どんな相談内容でも安心して話ができるようなプライバシーが守られた部屋があること
- ・ 対象年齢が広がることから相談者数の増加が見込まれること
- ・ 法内事業においては国や東京都の基準の順守

①発達支援

- ・ 適正な数の相談室を設置する。
- ・ 個別指導室・発達検査室
- ・ 訓練指導室（室内にぶら下がり遊具を設置する。刺激を統制できるよう柵や水道設備等の設置を工夫する。）
- ・ トイレや水道等は、日常生活動作の訓練が容易にできるように配置する。
- ・ 療育効果の期待できるプールまたは水治療室を設置することが望ましい。
- ・ 園庭
- ・ 給食調理室

②家族支援・地域支援

- ・ 障害児の一時預かりの部屋があることが望ましい。
- ・ 家族の自主的な活動のために貸し出しができる部屋があることが望ましい。
- ・ 研修や会議等ができる部屋があることが望ましい。

③周辺設備

- ・ 駐車場・駐輪場（公共交通機関を利用できない人がいることにも配慮する。安全に乗り降りができるようにする）
- ・ エレベーター
- ・ きょうだい待機室
- ・ ボランティア活動室
- ・ 授乳室
- ・ 洗濯室など

(2) 運営

- ・ あゆの子の事業の継続性や相談の継続性を保ちながら、市が子どもの育ちに責任をもって対応できる

運営体制とする。市内の関係機関連携を深めるためにも、市の直接的な関与があることが望ましい。

(3) 人員

①総合相談窓口を担当する相談員（社会福祉士、精神保健福祉士、相談支援専門員など）

②発達支援ほかの事業を担当する職員（療育に必要な人員を必要数配置する）

＜主に必要な職種＞

児童指導員、保育士

看護職員（保健師、看護師）

心理士、作業療法士、言語聴覚士、理学療法士、音楽療法士

医師（小児科医、精神科医、児童精神科医、歯科医等）

栄養士・調理員

7 今後さらに検討すべき課題

- ・ 地域生活支援センター等市内相談支援機関との連携と役割分担